

新潟県国際水準GAP認証取得支援事業の補助対象事業者の募集について

新潟県農林水産部 経営普及課

新潟県では、実需者と結びついた産地（団体）を対象にGAPの認証取得を推進するとともに、教育機関におけるGAP認証の取得・維持更新を支援するため、「新潟県国際水準GAP認証取得支援事業」を実施します。

については、次のとおり、事業に取り組みたい方（補助対象事業者）を募集します。

1 事業内容

(1) 実需者と結びついた産地（団体）

実需者と結びついた産地（団体）が、新規にGAP認証を取得するに当たって必要となる次に掲げる取組に要する費用を支援。（ただし、アの取組は必須とする）

- ア 認証審査
- イ 認証取得に係る環境整備
- ウ 研修指導の受講

(2) 県立以外の農業教育機関

農業教育機関が人材育成を目的に新規にGAP認証を取得又は既存のGAP認証を維持・更新するに当たって必要となる認証審査の受審の取組に要する費用を補助する。

2 補助対象事業者

補助対象事業者	実施基準等
実需者と結びついた産地(団体)	<ul style="list-style-type: none"> ・「実需者と結びついた産地形成の取組結果」(別記様式第3号)により、事業実施年度の翌年度の終了までに、実需者と結びついた産地形成の取組の結果を県に報告できる農業者団体であること。 ・認証を取得した場合、(一社)全国農業改良普及支援協会が運営するGAPマッチングサイトへ認証取得農場の情報を登録すること。 ・新規に取得するGAP認証はGLOBALG. A. P.、JGAPのうち農産であること。
県立以外の農業教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の農業教育機関であり、現に授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている又は位置付けることとしていること ・取得・維持・更新するGAP認証はGLOBALG. A. P.、JGAPのうち農産であること。 ・審査の受審を公開することとし、GAP 認証審査員への対応は生徒を主体とするよう努めること。

3 補助率及び補助上限額

- (1) 実需者と結びついた産地(団体)
定額

ただし、国実施要領別紙8のⅢの別添3-3「実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体への認証取得支援に係る支援額の上限設定について」に定める上限の範囲内とする

- (2) 県立以外の農業教育機関
定額

4 事業実施期間

補助金の交付決定日以降に着手し、令和8年3月10日までに事業が完了すること。

(場合によっては、交付決定前着手をすることができます。)

5 申請方法等

- (1) 新潟県国際水準GAP認証取得支援事業実施要領に基づく事業実施申請書を下記(3)の地域振興局農林水産(農業)振興部に提出してください。(交付要綱、実施要領及び様式は県HPからダウンロードできます。)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/keieifukyu/gapninsyousyutokushien-r8.html>

- (2) 申請期限

令和8年7月31日(金)

- (3) 問い合わせ先及び事業実施申請書の提出先一覧

問い合わせ先	新潟県農林水産部経営普及課(新潟市中央区新光町4番地1 [新潟県庁]) TEL: 025-280-5299		
提出先一覧	最寄りの地域振興局農林水産(農業)振興部の連絡先		
	新発田地域振興局農業振興部 (村上地域を含む)	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9147
	新潟地域振興局農林振興部 (巻庁舎所管地域を含む)	新潟市秋葉区新津4524-1	0250-24-9620
	三条地域振興局農業振興部	三条市興野1-13-45	0256-36-2255
	長岡地域振興局農林振興部 (柏崎地域を含む)	長岡市沖田2-173-2	0258-38-2551
	南魚沼地域振興局農林振興部 (魚沼・十日町地域を含む)	南魚沼市六日町960	025-772-2819
	上越地域振興局農林振興部 (糸魚川地域を含む)	上越市本城町5-6	025-526-9401
佐渡地域振興局農林水産振興部	佐渡市中興684	0259-63-3185	

6 事業の実施

- (1) 補助対象事業者が他制度の補助金を受けている場合は、重複した活動内容に対して補助を受けることはできません。
- (2) 補助金に関する会計処理は、補助対象事業費の区分を明確にし適正に処理するほか、それらを明らかにした帳簿及び証拠書類について5年間保存が必要です。